

20 宮粟市文化財保存活用地域計画 【兵庫県】

【計画期間】 令和8～17年度
(10年間)
【面 積】 658.54km²
【人 口】 約3.3万人



【主な文化財関連施設】

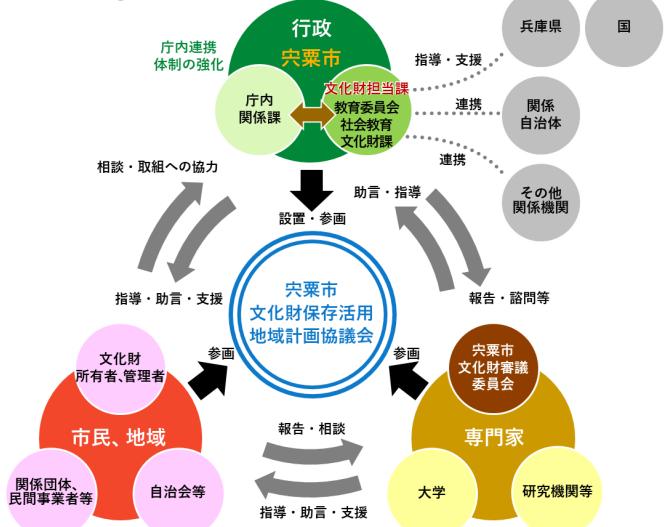


■ 指定等文化財件数一覧

類型	国指定・選定	国選択	県指定	市指定	国登録	県登録	合計	
有形文化財	建造物	1	—	0	12	4	2	19
	絵画	0	—	3	1	0	0	4
	彫刻	0	—	1	8	0	0	9
	工芸品	0	—	0	4	0	0	4
	書跡	0	—	0	1	0	0	1
	典籍	0	—	0	0	0	0	0
	古文書	0	—	0	6	0	0	6
	考古資料	0	—	1	0	0	0	1
	歴史資料	0	—	0	1	0	0	1
	無形文化財	0	0	0	0	0	—	0
文民民俗	有形の民俗文化財	0	—	2	7	0	—	9
	無形の民俗文化財	0	0	1	6	0	1	8
記念物	遺跡	0	—	5	9	0	—	14
	名勝地	0	—	0	5	0	—	5
	動物・植物・地質鉱物	★1	—	9	31	0	—	41
文化的景観		0	—	—	—	—	—	0
伝統的建造物群		0	—	—	—	—	—	0
合計		2	0	22	91	4	3	122

指定等文化財は、122件
未指定文化財は、4,270件把握

■ 推進体制



■歴史文化の特性

森林 (もり) から創 (はじ) まる

宍粟の広大な森林は、木材や漆、和紙等原材料の供給源として社寺や住宅等の建造物を生み、地場産業の発展を支えた。森林の恵みが育んだ歴史文化は、現在の暮らしや産業、風習、景観等に受け継がれ、宍粟らしさを形づくっている。



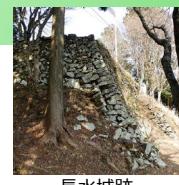
川と道でつながる

穴粟の各地域は、揖保川・千種川や因幡街道等の水陸の交通で古くからつながってきた。河川は内陸水運の基幹となるだけでなく、信仰や自然災害とも深く関わっている。旧街道沿いには道標や地蔵尊が残り、往還のにぎわいを今に伝えている。



四方を結ぶ内陸の要地

近畿と中国、山陽と山陰を結ぶ内陸の要地として、江戸時代には幕府の西国支配の柱石を担い、藩政の拠点となった城跡が今も残る。東西南北各地との交流が盛んに行われ、上方（京都や大阪（大坂））の影響を受けた歴史文化が栄えた。



『播磨国風土記』の里

奈良時代に成立した『播磨国風土記』は、古代の「宍粟郡」の7つの里の様相を、伝承を交えて示す。伊和大神を中心とした国造りの神話や、各地に在居した古代氏族の存在は、宍粟の地の重要性を示している。

鉄 (まがね) を出 (いだ) す

『播磨国風土記』に「鉄を出す」と記されるように、奈良時代から鉄づくりが行われ、中世には「千草鉄」が日本刀の原料として珍重された。鉄づくりは産業や経済だけでなく、文化、信仰にも影響を及ぼし、製鉄遺跡や古文書中料が繁栄を今に伝えている。



くらしを彩る祈りと祭り

地域ごとに正月行事や秋祭りをはじめ農耕に関する行事が盛んで、チャンチャコ踊りや獅子舞等の伝統芸能が伝わる。四季折々の祭りや行事が日々の暮らしを彩り、地域の絆を深める大切な歴史文化として受け継がれている。



- 市全域を対象に計画的な文化財の把握調査を行う必要がある。
- 地域に埋もれている未指定文化財を掘り起こす必要がある。等

①(保存)

文化財を知り、確実に守り伝えていく

(方針1) 文化財を「知る」

- 計画的な文化財の把握調査の推進
- 文化財の詳細調査、研究の推進
- 地域に埋もれている未指定文化財の掘り起こしの推進
- 調査、研究記録の適切な管理の推進

(方針2) 文化財を「保つ」

- 文化財保護の推進
- 指定等文化財の計画的な保存修理、整備等の推進
- 文化財収蔵保管の集約、機器強化及び拠点施設整備の検討
- 文化財所有者等に対する助言、支援等の充実

(方針3) 文化財を「守る」

- 災害リスク等の把握及び周知
- 文化財の防災・防犯設備の保守点検、改修の着実な実施
- 文化財の防災・防犯の体制整備
- 文化財の防災・防犯に関する市民理解の醸成
- 文化財所有者の防災・防犯対策に対する支援、助言等の推進

(方針4) 文化財を「みがく」

- 歴史的建造物の魅力を活かした観光振興、地域活性化の推進
- 文化財の活用、来訪者等の受入のための基盤強化と充実
- 歴史文化や文化財を活かしたまちづくり活動への支援の充実
- 観光施策等との連携強化

(方針5) 文化財を「広める」

- 市民等の文化財に関する学習機会の拡充
- 歴史文化情報の提供手段の多角化及び他分野と連携した発信力の向上
- 学校教育と連携した文化財を活かした学びの推進

(方針6) 文化財を「つなぐ」

- 市内の地域間連携による文化財活用の推進
- 市外との連携の枠組みを活かした広域の文化財の保存・活用の推進

(方針7) 文化財を「受け継ぐ」

- 文化財に親しむ世代間交流の推進
- 文化財の関係団体や担い手の連携促進を通じた人材確保、育成及び運営等の支援
- 地域の祭礼、民俗芸能等の継承の支援

(方針8) 文化財を「支える」

- 保存・活用を推進する主体の組織化及び市内外の連携体制の構築、強化
- 文化財専門職員の確保、資質向上及び市内連携体制の構築
- 安定的な財源確保に向けた仕組みづくり

3 地域と連携した伝承記録や文化財等の把握調査の推進



自治会や市民への聞き取り調査等を通じて、地域の伝承や記録、明らかとなっていない文化財の掘り起こしを行い、地域を特徴づける歴史文化や文化財の把握を推進する。

- 取組主体：行政、自治会、団体、専門家
- 計画期間：R8～12

20 文化財の防災・防犯に関する啓発活動の推進



文化財防火デーにおける啓発活動等を継続し、文化財に対する防災・防犯意識の向上を図る。市民参加の防災訓練等を通じて、文化財所有者等や地域の文化財を守る意識を啓発する。

- 取組主体：行政、自治会
- 計画期間：R8～17

22 歴史的建造物の活用の推進（ユニークベニュー）



社寺や登録文化財の歴史的建造物等を活用し、歴史文化を体感できる特別な空間を提供することで文化財の新たな魅力を創出し、観光振興や地域活性化を図る。

- 取組主体：行政、所有者、団体
- 計画期間：R8～17

40 学校教育との連携



市内学校における総合学習や体験活動を通じて、児童及び生徒が地域の歴史文化や文化財を身近に感じ、誇りをもてるふるさと教育を推進する。ふるさと教育の効果を、教員や保護者へ広げるプログラム等を検討する。

- 取組主体：行政、専門家
- 計画期間：R8～17

48 担い手とのつながりや関係を育む機会の提供



地域の関係団体等の様々な担い手が集い、情報共有や意見交換、相互支援や協力の取組を進めるプラットフォームづくりを推進する。

- 取組主体：行政、団体、専門家
- 計画期間：R13～17